主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人大山忠市、同佐野栄三郎連名の控訴趣意書に、これに対する答弁は、検察官宮本喜光名義の答弁書にそれぞれ記載されているとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意第一点(法令適用の誤りの主張)について

そこで、検討するに、被告人は、青色申告の承認を受けていたので、昭和四三年三月一四日、八王子税務署長に対し、昭和四二年分の課税総所得額が二〇九九万円で、これに対する所得税額が一〇一六万四六〇〇円である旨記載した青色の確定申告書を提出したところ、同署長は、昭和四五年一〇月一七日付で、被告人の昭和四〇年分以降における青色申告承認の取消処分をするとともに、同月二七日付で被告人の昭和四二年分の所得税につき増額の更正処分をした。ところが、右の各処分には具体的事実もしくは更正の理由を附記していない違法があるとして、右青色申告承認の取消処分については昭和五四年二月二三日付で、右更正処分については同月二七日付で、いずれも国税不服審判所長の裁決により取り消されていることは所論指摘のとおりである。

そして、八王子税務署長は、被告人の昭和四二年分の所得税につき、更正の期間制限内に所得税法一五五条所定の更正をしていないから、被告人の所得税額は申告税額のとおりに確定する結果になつた。

を侵害している以上、国において納税義務者の申告した申告税額を更正するなどの 徴税行政上国税の確定手続を尽すことができなくなつたため、結局、徴収すべき税 額が申告税額のとおりに確定したとしても、そのことから直ちに、その目的、性質 を異にする刑事裁判の場において、罰則を発動することができなくなるものとは到 底考えられない。

「袋」というでは、後期では、できない。 「税を免れた」とは、後続手続で具く/要旨〉体的に確定する所得税の納付を免れる趣旨ではなく、通脱行為当時存在した正当税額(抽象的租税債権)よりも過少な税額を記載した確定申告書を提出し、又は提出期限されて正当税額とでは、とは提出はでは、というものと解する。を記載というものと解する納税、というとすると、課税を免れより、では、まり、これを具体的租税債権としてはの地の地域では、その治療を免れまり、これを具体的租税債権としてもしてできない。といると、課税を外のではないできない。 を見いて課税権の行使ができない。 は、その納期限当時存した抽象的租税債権としても、偽りによって、会の行為の地域である。 を見いて課税権の行使ができない。 は、その納期限当時存した抽象的租税債権をのものを免れた以上、といるのでは、そのが、というである。 は、その納期限当時存した。 は、そのが、というべきである。 は、というであると、に当るとした原利には、 を来たすものではないというべきである。 であるとした。 は、これを明報のである。 は、は、いるの解釈、、適用を記述のた。 は、は、いるの解釈、、適用を記述のた。 は、は、いるの解釈、、適用を記述のた。 は、は、いるの解釈、、適用を記述のた。 は、は、いるの解釈、、適用を記述のない。

控訴趣意第二点(事実誤認の主張)について

所論は、要するに、被告人は、A株式会社の代表取締役Bに対し、神奈川県a地区の用地買収を依頼し、その手数料として、同人に合計三七〇〇万円を支払つたにもかかわらず、そのうち三六〇〇万円について、その支払いを認めなかつた原判決は、事実を誤認したものであつて、その誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである(控訴趣意は審理不尽による理由のくいちがいも主張するが、記録及び原判決を精査してもそのような違法は認められないのみならず、その実質は事実誤認の主張と解される。)。

そこで、検討するに、関係各証拠によると、次の事実を認めることができ、これに反するBの収税官吏に対する質問てん末書(昭和四四年六月一二日付、同年九月一六日付)、被告人の収税官吏に対する質問てん末書(同年一月二九日付、同年五月一六日付、同年一〇月二九日付)及び検察官に対する供述調書(昭和四五年一〇月七日付)並びに原審における供述は、他の関係各証拠に照らし、にわかに措信することができない。

すなわち、

- 一 不動産業を営んでいる被告人は、昭和四二年ころ、同じく不動産業を営んでいたAの代表取締役Bに対し、神奈川県a地区の用地買収を依頼したところ、Bは、同年九月ころから翌四三年末ころまでの間、右用地を買収すべく、その所有者らと種々交渉したが、結局、その間に用地の買収に成功したものは一件もなかつた。しかし、被告人は、架空の支払手数料を計上すべく、Bに対し、a地区の用地買収に関し、Aにおいて被告人から仲介手数料を受領した旨の計上方を依頼し、その承諾を得た。
- こるこで、被告人は、昭和四一一年二月三〇日、Bとともに取引銀行であるC 銀行D支店に赴き、まず、同支店にAの普通預金口座を新規に開設してOの方けてある。 前から同支店に開設してあつた被告人名義の普通預金口座から現金二二〇〇分けて 払い出し、その全額を一たんAの預金口座に預け入れた後、さらに六口に分けてしまる。 計二一〇〇万円を同口座から払い出し、そのうち一五〇〇万円を同支店に開設は 計二一〇〇万円を同口座から払い出し、そのうち一五〇〇万円を同支店に開設は あるE名義の預金口座(被告人の仮名預金)に預け入れた。な領したものでもないことは勿論、真実これを受領したものでも記載による を十分承知のうえ、同日付でAが右金員を仲介手数料として、日に対し、手元にあつた現金一〇〇万円を手渡すともには の前記預金口座に残した一〇〇万円を謝礼に充てるべく、Bにその処分を委ねたまた。 で、被告人は、昭和四三年四月三日にもにより、第2000年の方式を表して、日に対し、日本の方式を表した。

三次いで、被告人は、昭和四三年四月三日にも前同様の方法により、前記支店の被告人名義の預金口座から現金一五〇〇万円を払い出し、これを一たんA名義の預金口座に預け入れた後、同月五日、同口座から二口に分けて合計一五〇〇万円を払い出し、これに他の資金を合わせて、借入金の返済や無記名預金の資金に充てるなどした。そして、その謝礼として、Bに対し、現金二〇〇万円を支払つた。

四 Aの従業員で、経理事務を担当していたFは、昭和四三年一二月ころ、Bか

らAがC銀行D支店に開設した前記普通預金の預金通帳のみを渡され、仲介手数料として、被告人から前記金員の合計額三七〇〇万円を受領した旨の経理処理をするよう命ぜられた。Fとしては、Aにおいて右金員に見合う金員を受領していなかつたので、その経理処理に疑問を抱いたが、Bから命ぜられたとおり経理処理をした。

以上認定した事実によれば、被告人がAに対し、a地区の用地買収に伴う仲介手数料を支払つていないことは明らかであるから、この点につき、原判決には何ら事実の誤認はない。論旨は理由がない。

控訴趣意第三点(事実誤認の主張)について

所論は、要するに、被告人が旅館 G発行に係る領収証の金額を訂正したと認めるに足りる証拠がないうえ、これが認められるとしても、それは被告人の悪意によるものではないから、右訂正が改ざんに当らないことが明らかであるのに、これが改ざんに当ると認定した原判決は事実を誤認したものであつて、その誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである(控訴趣意は審理不尽による理由のくいちがいも主張するが、記録及び原判決を精査してもそのような違法は認められないのみならず、その実質は単なる事実誤認の主張と解される。)。

そこで、検討してみるのに、関係各証拠、特に原審における証人Hの供述、検察事務官I作成の昭和四六年二月一五日付報告書、押収してある経費明細帳及び売上明細書綴(当庁昭和五六年押第一三九号の一の4、二二の1ないし16)、被告人の検察官に対する昭和四六年二月一七日付供述調書によると、次の事実を認めることができ、これに反する原審における被告人の供述は、他の関係各証拠に対比すると、にわかに措信することができない。すなわち、

と、にわかに措信することができない。すなわち、 一 神奈川県秦野市所在の旅館Gでは、飲食した客から飲食代金の支払いを受けたときは、必ず領収した金額を明示した正規の公給領収証を発行していたが、被告人が同旅館で飲食した場合も全く同様に扱い、特に公給領収証の金額を過大あるいは過少に記載したようなことはなかつた。

二 被告人は、昭和四二年一月六日ころから同年一二月二三日ころまでの間、同旅館で飲食し、その都度同旅館発行に係る公給領収証を受け取つていたが、他の店で飲食代金を支払つた場合には、必ずしも領収証を徴していないことがあつたので、昭和四二年分に係る所得計算をするに際し、右代金を含めた交際費を架空に計上しようと考え、無断で同旅館発行に係る公給領収証記載の金額の冒頭あるいは末尾に「1」を書き加えて、あたかも訂正された金額が実際に支払われたかの如く改ざんし、これを税理士に渡して同年中における交際費の計上を依頼したが、その架空計上分が五〇万四九七〇円にも達している。

以上認定したところによれば、被告人が旅館 G発行の公給領収証を改ざんした事実は優に認められるところ、所論は、この点につき、被告人が悪意をもつて右領収証の金額を訂正したものではないから改ざんに当らない旨主張するけれども、被告人は、交際費の架空計上を意図して、その権限がないにもかかわらず、前記領収証の金額を訂正したものであつて、これが悪意によるものであることは明白であり、したがつて、被告人の右所為が改ざんに当ると認定した原判決には何ら事実の誤認はない。論旨は理由がない。

控訴趣意第四点(理由のくいちがいないしは事実誤認の主張)について

所論は、要するに、被告人は、J株式会社から八王子b地区及び神奈川県c地区の用地買収を依頼されたので、被告人において右両地区の用地を買収した後、これをJに売り渡したものであつて、両地区の買収につき、被告人の果した役割は殆んど同一であるのに、同じような証拠から、b地区の用地買収については、被告人が各地主から一括して買い受けた旨、c地区の用地買収に関しては、被告人は仲介人であつて、売買契約の当事者はJと各地主である旨それぞれ認定判示した原判決には、理由相互間にくいちがいがあるうえ、事実を誤認した違法があるので、原判決は到底破棄を免れないというのである。

そこで、まず、理由のくいちがいの主張について検討するに、原判決は、b地区の用地買収については、被告人が各地主から一括して買い受けた旨、c地区の用地買収に関しては、被告人は仲介人であつて、売買契約の当事者はJと各地主である旨、それぞれ認定判示していることは所論指摘のとおりである。

しかしながら、原判決は、b地区の用地買収につき、売買形式によるものである旨認定した証拠として、被告人の原審における供述、原審証人K、同L、同M、同Nの各供述、押収してある領収証一通を挙示しており、他方、c地区の用地買収につき、仲介形式によるものである旨認定した証拠として、被告人の検察官に対する

昭和四六年二月一九日付供述調書、原審証人O、同L、同Pの各供述を挙示していることが判文上明らかである。このように、原判決は、別個の証拠に基づき、一方を売買形式とし、他方を仲介形式によるものと認定したのであるから、その結論が異なつても当然であつて、右のように認定したことをもつて、理由相互間にくいちがいがあるということはできない。

以上のとおり、原判決には、理由のくいちがいは勿論、事実の誤認もないから、 論旨は理由がない。

控訴趣意第五点(理由のくいちがいないし事実誤認の主張)について

所論は、要するに、原判決は、期中に存在したとされる多額の手持現金について、それは期首における他の資産が期中において現金に転化したか、所得秘匿行為によつて期中に発生した簿外の資産が現金に転化したかのいずれかであると考ないが、本件においては、所得秘匿行為の一部が証拠上認められないことを得ないが、本件において生じたとされる期中の資産増加分は過年分からなるので、当該秘匿行為によって生じたとされる期中の資産増加分は過年分と設定を設定している以上、その資産がいるようによれを当年分の所得から排除すべきであるとしている以上、その資産がいまれる日本であるとしている以上、A及び日本の資産があるのに、これらについては期首における原資の存在を否定して、期首にあるのに、これらについては期首における原資の存在を否定したがいる。と、理由相互間にもくいちがいがあるので、到底破棄を免れないというのである。

右論旨のうち理由にくいちがいがある旨の主張は、原判決書自体に存する矛盾を 指摘するものではないから、その前提を欠き、実質はすべて事実誤認の主張に帰す るというべきである。

のみならず、原判決は、期中における所得秘匿行為が認められない場合、すなわち、所得秘匿行為として主張された必要経費の水増又は架空計上分のうち、証拠上 実際に支払われたことが認められるもの及び水増又は架空計上であることの証明が

不十分であるため、実際に支払われたとして取扱うべきものに限つて、その支出に 見合う金額を期首調整金勘定に計上することを認めているものであるところ、関係 各証拠によると、手広く不動産業を営み、多額の事業所得を上げていた被告人は、 土地の買収が難航したような場合、地主らに裏金を支払つて歓心を買う必要があつ たため、その資金を捻出し、併せて自己の事業欲を満たそうと考え、昭和四〇年ご るから昭和四二年にかけ、所得を過少に申告して脱税を図つていたこと、Q名義の定期預金一一〇〇万円(二口)は昭和四二年六月八日に設定されて、翌四三年九月二七日に解約されていること、被告人名義の定期預金中、四〇七万二六〇〇円については昭和四二年五月二九日に設定されて、翌四三年五月三〇日に解約されており、五〇万六一三七円については昭和四二年一二月二六日に設定されて、翌四三年一〇月一六日に解約されていること、E名義の普通預金は昭和四二年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に紹介されているが、その間の四和四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されて、翌四三年三月一日に設定されているが、その間の四和四三年三月一日に設定されている。 一〇月一八日に解約されていること、巨石義の普通預金は昭和四二年三月一日に設定されて、翌四三年三月一三日に解約されているが、その間の昭和四二年三月一日に五〇〇万円、同年七月二八日に一三〇万円、同年一二月三〇日に」五〇〇万円を七日に二〇〇万円、同月一日に一〇〇万円、同年一二月三〇日に」五〇〇万円をれぞれ預け入れられたので、同月三一日現在、合計一五三三万二八六五円の残高があること、R、S、T及びU名義の株式は、昭和四二年七月二六日から同年入月三日にの間に取得された。 〇日までの間に取得されたものであることがそれぞれ認められる。以上のような被 告人の事業内容、高収入及び脱税の意図、各資産の設定、取得時期並びにその金額 等からすると、所論のいう各資産の原資は期中に取得したものと推認されるので、 それが期首に存したものとは認め難いところである。なお、A名義の普通預金については、原判決は右預金が被告人に帰属しない旨認定しているのであるから、この 点についての所論は無意味な主張と解するほかはない。してみると、右と同旨の原判決には事実の誤認は存しないから、論旨は理由がないといわなければならない。 (なお、職権で調査すると、原判決は、原判決添付別紙(二)税額計算書中、納 付すべき所得税額欄の実際額欄に「36,037,200」と、その通脱額欄に「25,872,600」とそれぞれ記載すべきところ、右各金額を脱落したた め、理由中の罪となみべき事実(原判決三頁六行目から七行目にかけて)及び争点 に対する判断等(同一〇三頁六行目)において、正規の所得税額と申告税額との差額を二五八七万二六〇〇円と認定判示すべきであるにもかかわらず、これを二五八七万九二〇〇円と認定した違法があるが、その誤認は判決に影響を及ぼさないもの と解される。) よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決

(裁判長裁判官 海老原震一 裁判官 杉山英巳 裁判官 新田誠志)